

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は5万円、同年12月17日は14万5,000円、17年7月20日は21万7,000円、同年12月20日、18年7月15日及び同年12月11日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月20日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年7月15日
⑥ 平成18年12月11日

法人Aに勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人Aから提出された賞与統計表及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、申立人は申立期間において、社会保険委員を委嘱されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、「私が賞与支払届を担当していたので、申立人を含む従業員は、申立期間の賞与支払届を提出していないことを知らなかった。社会保険委員として申立人の名前を使っているが、申立人は、私の指示で従業員の資格の取得・喪失に係る届出を行っていただけで、そのほかの社会保険事務は、私が担当しており、分からないことは税理士事務所と相談して行っていた。」と供述していることから、申立人が賞与支払届の提出等に関与していたとは考え難く、本件申立ては、特例法第1条第1項ただし書に規定される「事業主が厚生年金保険料の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与統計表及び賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成16年7月20日は5万円、同年12月17日は14万5,000円、17年7月20日は21万7,000円、同年12月20日、18年7月15日及び同年12月11日は26万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月25日から同年11月1日まで

私は、昭和35年から平成7年までの間、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、申立人は、申立期間当時、同社同営業所に勤務しておらず、同社C出張所に勤務していた旨供述しているところ、オンライン記録によると、同社同出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年11月1日であることが確認できる上、同社は、申立期間当時、同出張所の社員は、B営業所で厚生年金保険に加入する取扱いが行われていたと思われる旨供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から48年3月まで

私は、申立期間当時、A県で学生をしていたが、同じくA県で学生をしていた2歳違いの姉には年金記録があるのに、私の年金記録が無いのは考えられない。私自身は国民年金の加入手続や保険料納付を行っていないので、具体的なことは分からないが、B町の実家で父か母が姉と私の国民年金保険料を一緒に納めてくれていたと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は任意加入対象期間（学生）であり、制度上、遡って加入できない期間であるため、この期間の国民年金保険料を納付するには、前提として、申立期間当時に国民年金の加入手続を行う必要があるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、申立期間後の昭和51年1月にB町で払い出されていることが確認でき、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、戸籍の改製原附票から、申立期間当時は、C市（現在は、D市）に住民登録されていたことが確認でき、B町では国民年金に加入できないなど、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であると考えられ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「姉が学生をしていた期間は年金記録がある。」としているが、申立人の姉の国民年金手帳記号番号は、同払出簿から、昭和46年3月に申立人の姉が大学を卒業した後の同年4月にB町で払い出されていることが確認でき、申立人の姉が学生であったとする期間は国民年金に未加入の期間となっている。

さらに、申立人は、「私自身は国民年金の加入手続や保険料納付を行っていないので、具体的なことは分からないが、実家の父か母が姉と私の国民年金

保険料を一緒に納めてくれていたと思う。」としているところ、申立人の父親は既に亡くなっており、申立人の母親も高齢のため供述を得ることができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、申立人の父親及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、未納期間があることが分かった。申立期間に係る国民年金の加入手続や保険料の納付は、両親のどちらかがしてくれていたはずであり、年金事務所の「納付事実が確認できない。」という回答は納得できないので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、A市において昭和49年12月6日付けで任意被保険者資格を取得している申立人の母親と連番で払い出されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、この時点で申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を過年度納付等により遡って納付した形跡は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、どちらかが加入手続や保険料納付を行ってくれていたはずとする申立人の両親は、既に亡くなっていることから国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、申立期間のうち、2 か月ほど、A社B営業所で勤務したにもかかわらず、年金記録が無いので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社同営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間頃、当社においては、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」旨回答しているところ、オンライン記録から、申立期間において同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、同社から提出された回答書により入社日が確認できた二人は、入社して1か月又は5か月ほど後に同被保険者資格を取得していることが確認できる上、供述を得られた他の二人の同僚は、「入社して約3か月後に厚生年金保険に加入している。」、「入社して約5か月後に厚生年金保険に加入している。」と回答している。

また、前述の供述を得られた同僚の一人から提出されたA社における給与明細書において、入社後、厚生年金保険の被保険者資格を取得するまでの間は、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の社員台帳や賃金台帳は保管されていないが、申立期間及びその前後の厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を確認したところ、申立人に係る届出は行われていない。当社においては、厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出する前に厚生年金保険料を控除することは無い。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。